

人事データ

● ダイバーシティ推進

女性管理職人数推移



女性管理職・女性係長クラス人数推移



多様な価値観やバックグラウンドを持つ方が活躍できるような仕組みを整えています。

また、女性活躍推進の一環として、女性管理職と共に、今後管理職を担う係長クラスの人財育成にも力を入れています。

育児支援制度利用実績

		2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
女性	出産数(人)	40	45	32	37	50
	育児休業取得者数(人)	40	44	32	37	49
	育児休業取得率(%)	100	98	100	100	98
男性	配偶者出産数(人)	150	176	156	150	140
	配偶者出産休暇取得者数(人)*	—	—	87	102	98
	配偶者出産休暇取得率(%)*	—	—	55.8	68.0	70.0
	育児休業取得者数(人)	2	4	9	14	18
	育児休業取得率(%)	1.3	2.3	5.8	9.3	12.9

*配偶者出産休暇は2015年7月より新設のため、2015年度は2015年7月～2016年3月までの取得者数

定年退職者の再雇用率

	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
対象者(人)	62	79	31	36	49	52	41
再雇用者(人)	53	62	28	32	45	50	36
再雇用率(%)	85.5	78.5	90.3	88.9	91.8	96.2	87.8

障がい者雇用率

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
人数(人)	84	84	84	89
雇用率(%)	2.12	2.18	2.14	2.22

人事データ

● ダイバーシティ推進

育児支援制度一覧

妊娠前	妊娠期	出産	女性が受けられる制度				男性が受けられる制度		男性・女性ともに受けられる制度	
			0歳	1歳	2歳	3歳	小学校1年生	小学校4年生	中学校3年生	
<p>■不妊治療を理由とした積立年次休暇取得 不妊治療を理由とした積立年次休暇(※)取得が可能です。 処遇/有給 期間/1年度に5労働日</p>	<p>■つわり休暇 妊娠中につわりなどで就業が困難な場合に休暇の取得ができます。 処遇/有給 期間/妊娠中7日が限度</p> <p>■通院時間 健康診査の受診等で、通院のために必要な時間を通院時間とすることができます。 処遇/有給 期間/妊娠中および出産後1年間</p> <p>■妊娠を理由とした短時間勤務 1日2時間を限度として30分単位で就業時間の短縮ができます。 処遇/短縮時間分は無給 期間/妊娠中</p> <p>■妊産婦の時間外勤務、深夜勤務、休日勤務の免除 妊産婦は時間外勤務、深夜勤務、休日勤務を免除することができます。 期間/妊娠中～出産後1年以内</p>	<p>■出産休暇 出産前と出産後の休暇です。 処遇/有給 期間/出産予定日の6週間前から産後8週間まで</p> <p>■配偶者出産休暇 配偶者の出産に伴い、1分産あたり5日まで休暇を取得することができます。 処遇/有給 期間/分娩に伴う入院等から産後8週間</p> <p>■育児休業 積立年次休暇(※)の活用により育児休業を取得することができます。 処遇/有給 期間/配偶者の出産日翌日から産後8週間</p>	<p>■育児休業 育児を目的とした休業の取得ができます。 処遇: 育児休業者手当(月額2万円、6ヵ月を限度) 期間/子が2歳を超えて最初の4月末まで</p> <p>■育児を理由とした短時間勤務 1日2時間を限度として30分単位で就業時間の短縮ができます。 処遇: 短縮時間分は無給 期間/子が小学校4年生の4月末まで</p> <p>■育児のための時差勤務 所定就業時間内前後1時間の範囲で時差出勤ができます。 期間/子が小学校4年生の4月末まで</p> <p>■育児のための時間外勤務の制限、深夜勤務の免除 ・時間外勤務の制限…1ヶ月について24時間、1年について150時間を超えての時間外勤務を制限することができます。 ・深夜勤務の免除…22時から翌5時までの勤務を免除することができます。 期間/子が小学校の就学始期に達するまで</p> <p>■育児のための時間外勤務の免除 時間外勤務を免除することができます。 期間/子が3歳に達するまで</p> <p>■看護休暇 子の看護や子に予防接種や健康診断を受けさせるための休暇が取得できます。子1人につき1年間で5日を限度とし、子が2人以上の場合は、1年間で10日を限度とします。半日単位で取得することが可能です。 処遇/有給 期間/子が小学校4年生の4月末まで</p> <p>■育児のための積立年次休暇取得 1歳未満の子を養育する社員は、育児を理由とした積立年次休暇(※)取得が可能です。(年休を10日以内の範囲で残して取得可能) 処遇/有給</p> <p>■育児時間 1歳未満の子を養育する社員は、休憩時間の他に就業期間1日につき2回、1回について30分の育児時間を受けることができます。 処遇/有給</p>							
										<p>■学校行事休暇 積立年次休暇(※)の活用により、子の小学校、中学校における次の5つの学校行事に参加することを目的とした休暇の取得ができます。 処遇/有給 ①入学式②卒業式③運動会④文化祭⑤授業参観 期間/子が小学校～中学校まで</p>

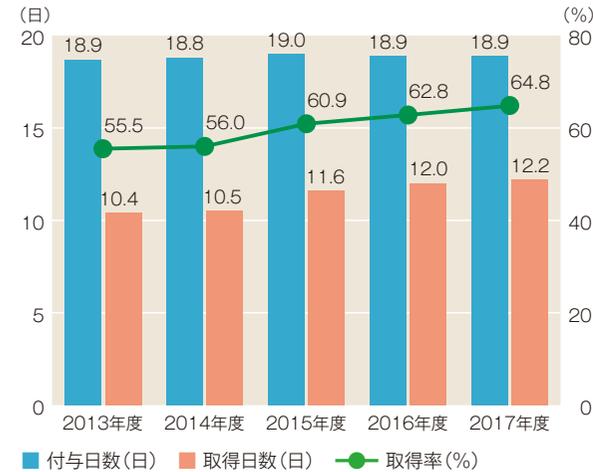
※ 積立年次休暇: 時効により失効した年次休暇を20日までストックして、一定事由の際に利用できる有給休暇

人事データ

● ワーク・ライフ・バランス

柔軟な働き方の支援をはじめ、各種休暇を整備しています。また、年休を取得しやすい環境の整備にも努めています。

年休取得日数／取得率推移



柔軟な働き方を支援する制度

在宅勤務制度	自宅で業務を行なう制度
サテライト勤務制度	全国の事業所で業務を行なう制度
時差勤務制度	1日の所定労働時間は変えず、始業時刻・終了時刻を個人別に設定する制度
フレックスタイム制度	1カ月の所定労働時間内で個人別に出退勤時刻を管理する制度
短時間勤務制度	1日の所定労働時間を最大2時間まで30分単位で短縮する制度

休暇制度

年次休暇	勤続年数に応じて最大で年間20日分の付与される有給休暇
積立年次休暇	時効により失効した年次休暇を20日までストックして、一定事由の際に利用できる有給休暇
私傷病休暇	私傷病による長期療養、入院後のアフターケアなどに利用できる有給休暇(積立年次休暇を活用)
ボランティア休暇	ボランティア活動に参加する際に利用できる有給休暇(積立年次休暇を活用)
育児のための休暇	1歳未満の子の育児のために利用できる有給休暇(積立年次休暇を活用)
自己啓発休暇	満45歳以上の社員が自己啓発や退職準備のために利用できる有給休暇(積立年次休暇を活用)
不妊治療休暇	不妊治療のために利用できる有給休暇(積立年次休暇を活用)
学校行事休暇	子どもの学校行事のために利用できる有給休暇(積立年次休暇を活用)
公務休暇	選挙その他公民としての権利の行使、裁判員等となる場合に利用できる有給休暇
慶弔休暇	本人の結婚などの慶事、また親族の弔事のための有給休暇
赴任休暇	転勤時の生活準備等のための有給休暇
罹災休暇	天災地変その他災害にかかった際の有給休暇
交通遮断休暇	伝染病などによって交通が遮断、伝染病予防のため就業が禁止された場合の有給休暇
公傷病休暇	業務上の負傷や病気による療養のための有給休暇
出産休暇	女性従業員の出産のための有給休暇
配偶者出産休暇	配偶者が子どもを出産する際の入退院や出産立ち会い等のための有給休暇
生理休暇	生理日における就業が困難な女性社員が取得できる有給休暇
つわり休暇	妊娠中につわり等で就業が困難な女性社員が取得できる有給休暇
看護休暇	小学校4年生までの子どもの病気・怪我の看護、予防接種や健康診断のための有給休暇
リフレッシュ休暇	勤続20年、30年の社員がリフレッシュするための有給休暇
介護休暇	負傷、疾病や障害の家族を介護するための有給休暇